

議案第39号

飯能市税条例の一部を改正する条例（案）

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第27条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第37条第4項中「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第37条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の一項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第60条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第60条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人

との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第61条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第81条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第81条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第1条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第1条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第2条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第3条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第6条中「までの規定」を「まで、第61条又は第62条の規定」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条か

ら第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第6条の2中第24項を第26項とし、第23項を第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第6条の2中第22項を第23項とし、17項から21項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

附則第6条の2に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第6条の4第2項中「平成31年度分及び平成32年度分」を「令和元年度分及び令和2年度分」に改める。

附則第7条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の2（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第9条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第9条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第11条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3

月 31 日」に改める。

附則第 11 条の 3 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 13 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 13 条の 2 第 3 項中「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

附則第 14 条の 8 中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 14 条の 9 第 7 条の 3 第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

第 2 条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 23 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 号中「によって」を「により」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 23 項」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項」に改める。

第 13 条中「及び第 4 項」を削る。

第 16 条第 3 項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第 24 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。)」を加え、「第 24 条第 2 項の表の第 1 号」を「同号」に、「第 33 条の 7 第 10 項から第 12 項まで」を「第 33 条の 7 第 9 項から第 16 項まで」に改める。

第 24 条第 2 項の表第 1 号オ中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第 33 条の 7 第 1 項中「第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項」を「第

31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の

4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第33条の9第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第34条第4項から第6項までを削る。

第81条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第1条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第6条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第6条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第14条の9の次に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第14条の10 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請

求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第14条の11 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中飯能市税条例第81条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中飯能市税条例第17条第1項第2号、第27条の2及び第29条の2第1項ただし書の改正規定、同条例第60条の2の次に1条を加える改正規定並びに同条例第61条第1項の改正規定並びに同条例附則第1条の2、第1条の3第1項、第13条第1項及び第13条の2第3項の改正規定並びに第2条中飯能市税条例附則第6条及び第6条の2第27項の改正規定並びに同条例附則第14条の9の次に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条及び第5条第4項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中飯能市税条例第81条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）附則第1条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第27条の2及び第29条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第16条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部

分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第37条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第60条の3の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に、新条例第60条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 飯能市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(飯能市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 飯能市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第10条 飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第11条 飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

（飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第12条 飯能市税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

令和2年6月5日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> | <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> |
| <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 省略</p> <p>（所得控除）</p> | <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 省略</p> <p>（所得控除）</p> |
| <p>第27条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条</p> | <p>第27条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第</p> |

第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損

7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損

失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 省略

(固定資産税の納税義務者)

第37条 省略

2～3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由により不明である場合にはその使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 省略

(固定資産税の納税義務者)

第37条 省略

2～3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由により不明である場合にはその使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規程等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規程等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する

場合を含む。)の規定により管理する土地で、当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることになった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の所有者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 省略

(現所有者の申告)

第60条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に

場合を含む。)の規定により管理する土地で、当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることになった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の所有者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 省略

掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第61条 固定資産の所有者が第60条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 省略

(たばこ税の課税標準)

第81条 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定について

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第61条 固定資産の所有者が第60条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 省略

(たばこ税の課税標準)

第81条 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定について

は、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

省略

3 省略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第79条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 省略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第1条の2 当分の間、第12条、第33条の2第2項、第33条の7第5項、第33条の9第2項、第36条の12第2項、第58条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第131条第2項(第132条の7において準

は、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

省略

3 省略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第79条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 省略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第1条の2 当分の間、第12条、第33条の2第2項、第33条の7第5項、第33条の9第2項、第36条の12第2項、第58条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第131条第2項(第132条の7において準

用する場合を含む。)及び第132条第2項(第132条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平

用する場合を含む。)及び第132条第2項(第132条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平

成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規

成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規

定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平

定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平

成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は平成 2 1 年から 令和 3 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 2 7 条の 3 及び第 2 7 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

(読替規定)

第 6 条 法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで、第 6 1 条又は第 6 2 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 4 6 条第 8 項中「又は第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで、第 6 1 条若しくは第 6 2 条」とする。

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 6 条の 2 省略

2 ~ 1 6 省略

1 7 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

1 8 省略

1 9 省略

成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は平成 2 1 年から平成 3 3 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 2 7 条の 3 及び第 2 7 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

(読替規定)

第 6 条 法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 4 6 条第 8 項中「又は第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」とする。

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 6 条の 2 省略

2 ~ 1 6 省略

1 7 省略

1 8 省略

| | |
|---|---|
| 20 省略 | 19 省略 |
| 21 省略 | 20 省略 |
| 22 省略 | 21 省略 |
| 23 省略 | 22 省略 |
| 24 省略 | 23 省略 |
| 25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 | |
| 26 省略 | 24 省略 |
| 27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) | (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) |
| 第6条の4 省略 | 第6条の4 省略 |
| 2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る <u>令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税</u> については、第60条の規定は適用しない。 | 2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る <u>平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税</u> については、第60条の規定は適用しない。 |
| 3～4 省略 (土地に対して課する平成30年度から <u>令和2年度</u> までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) | 3～4 省略 (土地に対して課する平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) |
| 第7条 省略 (<u>令和元年度又は令和2年度</u> における土地の価格の特例) | 第7条 省略 (<u>平成31年度又は平成32年度</u> における土地の価格の特例) |
| 第7条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の | 第7条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の |

修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、

修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第8条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額

当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業

に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商

地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から

業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条か

第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等に対して課する固定資産税の特例)

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附

ら第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等に対して課する固定資産税の特例)

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法

則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第9条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分

附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第9条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度

の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に

分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をい

地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をい

う。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～4 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第11条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1

う。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～4 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第11条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1

項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しない

項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しない

ものとみなす。

(個人の市民税の税率の特例)

第14条の8 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第24条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第14条の9 第7条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

ものとみなす。

(個人の市民税の税率の特例)

第14条の8 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第24条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

飯能市税条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第36条の7、第53条、第70条の5第1項、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第131条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年</p> | <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第36条の7、第53条、第70条の5第1項、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第131条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間につ</p> |

7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(5) 第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日

(6) 第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の規定による申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1箇月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第13条 前条、第33条の2第2項、第33条の7第5項、第33条の9第

いは、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(5) 第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日

(6) 第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の規定による申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1箇月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第13条 前条、第33条の2第2項、第33条の7第5項、第33条の9第

2項、第34条第1項、第36条の12第2項、第58条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第131条第2項並びに第132条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第16条 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第24条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第33条の7第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第24条 省略

2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

2項、第34条第1項及び第4項、第36条の12第2項、第58条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第131条第2項並びに第132条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第16条 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第24条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第33条の7第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第24条 省略

2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 法人の区分 | 税率 |
|--|----|
| <p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 資本金等の額(法第<u>292</u>条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、<u>市内</u>に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> | 省略 |
| 省略 | |

| 法人の区分 | 税率 |
|--|----|
| <p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 資本金等の額(法第<u>292</u>条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、<u>市町村内</u>に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> | 省略 |
| 省略 | |

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1箇月に満たないときは1箇月とし、1箇月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 省略

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1箇月に満たないときは1箇月とし、1箇月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 省略

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長

期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除す

された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間か

る。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるもの

ら控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるもの

を除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 省略

を除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 省略

9 法人税法第81条の22第1項の

規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第34条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第34条第4項において同じ。)

(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8

第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 省略

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 省略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る

電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

1 2 第 9 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるのと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 7 5 条の 5 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 9 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1 3 省略

1 4 第 1 2 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 9 項の申告につき第 1 2 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その

電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

1 3 第 1 0 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるのと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 7 5 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 1 0 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1 4 省略

1 5 第 1 3 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 1 0 項の申告につき第 1 3 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨そ

他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第33条の9 省略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項

の他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第33条の9 省略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同

の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと)同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき

結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正によ

市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)~(2) 省略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第34条 省略

2~3 省略

り納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)~(2) 省略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第34条 省略

2~3 省略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第33条の7第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第33条の9第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条第4項の連結法人税額の課税

(たばこ税の課税標準)

第81条 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

省略

3～10 省略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第1条の2 省略

2 当分の間、第34条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(読替規定)

標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第81条 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

省略

3～10 省略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第1条の2 省略

2 当分の間、第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2～26 省略

27 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第14条の10 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2～26 省略

27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

条第4項に規定する市町村放棄払戻
請求権相当額の法第314条の7第
1項第3号に掲げる寄附金を支出し
たものとみなして、第27条の7の規
定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係
る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第14条の11 所得割の納税義務者
が前年分の所得税につき新型コロナ
ウイルス感染症特例法第6条第4項
の規定の適用を受けた場合における
附則第3条の3の2第1項の規定の
適用については、同項中「令和15年
度」とあるのは、「令和16年度」と
する。

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、飯能市税条例第82条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>令和元年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 省略</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されること</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、飯能市税条例第82条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 省略</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されること</p> |

となるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----|------------|----------------|
| 第5項 | 省略 | |
| | 平成28年5月2日 | 令和元年 10月31日 |
| 第6項 | 平成28年9月30日 | 令和2年 3月31日 |
| 省略 | | |

となるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----|------------|-------------|
| 第5項 | 省略 | |
| | 平成28年5月2日 | 平成31年10月31日 |
| 第6項 | 平成28年9月30日 | 平成32年3月31日 |
| 省略 | | |

飯能市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第1条(飯能市税条例附則第3条の3の2第1項及び第12条の改正規定を除く。)、第2条及び第4条並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> | <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第1条(飯能市税条例附則第3条の3の2第1項及び第12条の改正規定を除く。)、第2条及び第4条並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> |

飯能市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第2条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例附則第1条の4第1項の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> | <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第2条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例附則第1条の4第1項の規定は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> |

飯能市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 省略 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第12条第3号の項中「第70条の5第1項の申告書、第85条第1項」とあるのは、「第85条第1項」とする。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第9条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に</p> | <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 省略 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第12条第3号の項中「第70条の5第1項の申告書、第85条第1項」とあるのは、「第85条第1項」とする。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第9条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日</p> |

販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。以下「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、

に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。以下「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日まで

その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「2年新条例」という。）第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| |
|----|
| 省略 |
|----|

- 5 2年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足

に、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「32年新条例」という。）第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| |
|----|
| 省略 |
|----|

- 5 32年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足

りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 1 1 条 令和 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 1 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 3 0 年改正規則別記第

りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 1 1 条 平成 3 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 1 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 3 0 年改正規則別記第

2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「3年新条例」という。）第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| |
|----|
| 省略 |
|----|

5 3年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由

2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「33年新条例」という。）第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| |
|----|
| 省略 |
|----|

5 33年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由

及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|---------------------------|--|--|---------------------------|---|
| <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の飯能市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第27条の7並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和元年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第27条の7第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | | <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の飯能市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第27条の7並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成31年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第27条の7第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | |
| 第27条の7第1項 | 特例 控除 対象 寄附 金 | 特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。) | 第27条の7第1項 | 特例 控除 対象 寄附 金 | 特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。) |

| | | |
|-----------------|---------------------------|--|
| 附則第 5条の 2 | 特例 控除 対象 寄附 金 | 特例控除対象寄 附金又は法第 314条の7第 1項第1号に掲 げる寄附金（ <u>令 和元年6月1日 前に支出したも のに限る。</u> ） |
| 省略 | | |

4 省略

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に
関する部分は、令和元年度以後の年度
分の固定資産税について適用し、平成
30年度分までの固定資産税につい
ては、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に
関する部分は、令和元年度分の軽自動
車税について適用し、平成30年度分
までの軽自動車税については、なお従
前の例による。

| | | |
|-----------------|---------------------------|---|
| 附則第 5条の 2 | 特例 控除 対象 寄附 金 | 特例控除対象寄 附金又は法第 314条の7第 1項第1号に掲 げる寄附金（ <u>平 成31年6月1 日前に支出した ものに限る。</u> ） |
| 省略 | | |

4 省略

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に
関する部分は、平成31年度以後の年
度分の固定資産税について適用し、平
成30年度分までの固定資産税につ
いては、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に
関する部分は、平成31年度分の軽自
動車税について適用し、平成30年度
分までの軽自動車税については、なお
従前の例による。

第三条の三中「及び令和二年度」を「から令和三年度まで」に改める。

第五条第二項中「とする」を「とし、令和三年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額(市町村にあつては、当該額に前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額)」とする」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第三条及び第四条の規定 令和三年一月一日
- 二 第二条中地方税法第二十条の十三の改正規定及び同法附則に十三条を加える改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条の規定 令和三年四月一日

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日から二月を経過した日前に納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十九条第一項中「その地方団体の徴収金の納期限内」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)から二月を経過する日まで」と、「その地方団体の徴収金の納期限後」とあるのは「施行日から二月を経過した日以後」として、同項の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

第三条 道府県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項に規定する指定行事(次条において「指定行事」という。)の同法第五十一条に規定する中止等(次条において「中止等」という。)により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下この条及び次条において「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合には、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄(次条において「入場料金等払戻請求権の放棄」という。)と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法(次条において「三年新法」という。)附則第六十条第一項及び第二項の規定を適用することができる。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

第四条 市町村民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをしたときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、三年新法附則第六十条第三項及び第四項の規定を適用することができる。

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項中「事務及び」を「事務、」に改め、「規定する事務」の下に「及び附則第七十条第二項後段に規定する事務」を加える。

- 総務大臣 高市 早苗
- 財務大臣 麻生 太郎
- 内閣総理大臣 安倍 晋三

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の十三中「事務及び」を「事務」に改め、規定する事務」の下に「及び附則第七十条第二項後段に規定する事務」を加える。

附則第三条の第三項中「並びに附則第四十五条」を、「附則第四十五条並びに附則第六十一条に改める。

附則第五十九条第一項中「次条第一項及び附則第六十一条第一項」を「附則第六十二条第一項及び附則第六十二条とし、附則第五十九条の次に次の二条を加える。

附則第六十二条とし、附則第五十九条の次に次の二条を加える。

第六十条 道府県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事（第三項において「指定行事」という。）の同条第一項に規定する中止等（第三項において「中止等」という。）により生じた同条第一項に規定する入場料金等払戻請求権（次項から第四項までにおいて「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該道府県の条例で定めるもの（次項において「道府県払戻請求権放棄」という。）を同条第一項に規定する指定期間（次項から第四項までにおいて「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に道府県放棄払戻請求権相当額の第三十七条の二第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、道府県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において道府県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

3 市町村民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該市町村の条例で定めるもの（次項において「市町村払戻請求権放棄」という。）を指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に市町村放棄払戻請求権相当額の第三十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、市町村民税に関する規定を適用する。

4 前項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において市町村払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第三十四条の七第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

第六十一条 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六十四条の規定の適用を受けた場合における附則第五十五条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年」とあるのは、「令和十六年」とする。

2 市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六十四条の規定の適用を受けた場合における附則第五十五条の四の二第五項の規定の適用については、同項中「令和十五年」とあるのは、「令和十六年」とする。

附則に次の十三条を加える。

第六十五条 国は、固定資産税及び都市計画税の収入が前二条の規定による課税標準の特例（以下この条から附則第六十七条までにおいて「課税標準特例」という。）により減少することに伴う道府県及び市町村（第七百三十四条第一項後段及び第七百三十五条第一項後段の規定により市とみなされる都を含む。附則第七十条第二項を除き、以下同じ。）の減収を補填するため、令和三年度から令和六年度までの間、道府県及び市町村に対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金（以下「特別交付金」という。）を交付する。

2 特別交付金の種類は、固定資産税減収補填特別交付金（固定資産税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度から令和六年度までの各年度において交付する交付金をいう。第四項及び次条において同じ。）及び都市計画税減収補填特別交付金（都市計画税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3 令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき特別交付金の総額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金総額及び附則第六十七条第一項に規定する都市計画税減収補填特別交付金総額の合計額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額とする。

4 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県又は各市町村に対して交付すべき特別交付金の額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額並びに附則第六十七条第二項及び第三項の規定により交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額の合計額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額とする。

第六十六条 令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の総額は、各道府県及び各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（第四項において「固定資産税減収補填特別交付金総額」という。）とする。

2 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各道府県における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

4 固定資産税減収補填特別交付金の額と、当該年度において前二項の規定により各道府県及び各市町村について算定した固定資産税減収補填特別交付金の額の合計額との間に差額があるときは、総務省令で定めるところにより、その差額を各道府県及び各市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額をそれぞれ当該道府県又は当該市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

4 第一項の規定による徴収の猶予は、第十五条第三項に規定する徴収の猶予とみなして、第十五条の五第一項、第十五条の六第一項及び第二項、第十六条の二第一項、第十八条の二第四項並びに第二十条の五の三の規定を適用する。

5 第一項の規定による徴収の猶予をした場合における第十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合（附則第五十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。

6 前各項の規定の適用がある場合におけるこの法律の規定に関する技術的統替えその他当該各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の特例)

第六十条 第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十三条の二十五第一項及び第七十三条の二十七の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------------|--------------|--|
| 第七十三条の二十五第一項 | 一年六月以内、同項第二号 | 当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号 |
| 第七十三条の二十七の二第二項 | 六月以内 | 同項の耐震改修の日後六月以内の日まで |

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第六十一条 租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この条及び次条において「中小事業者等」という。）（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。次項において同じ。）が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋（その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する家屋で法人税又は所得税を課され

ない者が所有するものを含む。）に限る。次条において同じ。）及び償却資産（以下この条において「特例対象資産」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、令和三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合（令和二年二月から十月までの間に係る連続する三月の期間の当該中小事業者等の収入の合計額（当該中小事業者等が行う全ての事業に係る収入の合計額をいう。以下この号において同じ。）を当該期間の初日の一年前の日から起算して三月を経過する日までの期間の当該中小事業者等の収入の合計額で除して得た割合をいう。次号において同じ。）が百分の五十以下となる場合 零

二 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合が百分の七十以下となる場合（前号に掲げる場合を除く。）二分の一

2 前項の規定は、中小事業者等から、令和三年一月三十一日までに、総務省令で定める書類を添付して、市町村長（特例対象資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該特例対象資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事。次項において同じ。）に当該特例対象資産につき前項の規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る特例対象資産につき第一項の規定を適用することができる。

4 第二項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例)

第六十二条 中小事業者等が地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に生産性向上特別措置法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この条において「認定先端設備等導入計画」という。）に従って取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。）をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等（以下この条において「先端設備等」という。）に該当する事業の用に供する家屋及び構築物（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年四月三十日

(抜 粋)

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十六号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の十第二項及び第二十九条の八の二中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の四条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

第五十九条 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条第一項及び附則第六十一条第一項において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実(次項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。)がある場合において、これらの者が特定日(徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日)をいう。第一号において同じ。)までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請(地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。)に基づき、その納期限から一年以内の期間(第二号に掲げる地方団体の徴収金については、政令で定める期間)を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

一 特定日以前に納税義務又は特別徴収義務の成立した地方税(政令で定めるものを除く。)に係る地方団体の徴収金で、納期限が令和二年二月一日以後に到来するものうち、その申請の日以前に納付し、又は納入すべき税額の確定したもの

二 政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金でその納期限が令和二年二月一日以後に到来するもの

2 前項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

3 第十五条の二(第一項から第三項までを除く。)、第十五条の二の二から第十五条の三まで並びに第十五条の九第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。この場合において、同条第一項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予、附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

(抜粋)

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)の施行に伴い、並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)附則の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の九の二第二項第一号中「法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む」、第七十二条の二十五第九項(法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む)、第七十二条の二十五第十項(を「から第十二項まで(これらの規定を」に改める。

第七条の二第二項中「第二十三条第一項第十一号イ又はロ」を「第二十三条第一項第十一号ロ」に改め、同条第二項を削る。

第七条の二の見出しを「ひとり親の範囲」に改め、同条第一項中「妻」を「配偶者」に、前条第一項各号を「前条各号」に、「夫」を「配偶者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第二十三条第一項第七号イに規定する政令で定める子は、当該年度の初日の属する年の前年(第七号の三の三から第七号の十五の三までにおいて「前年」という。)の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く)とする。

第七条の三を次のように改める。

第七条の三 削除

第七条の十三の四を次のように改める。

(雑損控除額の控除の対象となる雑損失の計算)

第七条の十三の四 法第三十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、同号に規定する資産について受けた損失の金額は、当該損失を生じた時の直前におけるその資産の価額(その資産が次の各号に掲げる資産である場合には、当該価額又は当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額)を基礎として計算するものとする。

一 所得税法第三十八条第二項に規定する資産(次号及び第三号に掲げるものを除く)。当該損失を生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定(その資産が次に掲げる資産である場合には、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める規定)を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

イ 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産 所得税法第六十一条第三項の規定

ロ 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつて建物の建物 同条第二項の規定

ハ 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する者がその後において取得した当該配偶者居住権の目的となつていた建物 所得税法施行令第百六十九条の二第七項の規定

二 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権 当該損失を生じた日に当該配偶者居住権の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該配偶者居住権の取得費とされる金額に相当する金額

三 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む)を当該配偶者居住権に基づき使用する権利 当該損失を生じた日に当該権利の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該権利の取得費とされる金額に相当する金額

第七条の十五第一号中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の二各号中「第三十四条第八項第二号二」を「第三十四条第七項第二号二」に改める。

第七条の十五の三第一項中「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第二項中「同条第八項第三号」を「同条第七項第三号」に改め、同条第三項中「同条第八項第四号」を「同条第七項第四号」に改める。

第七条の十五の四第二号中「第三十四条第八項第三号」を「第三十四条第七項第三号」に改める。

第七条の十五の五第一号中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の八中「第三十四条第八項第一号」を「第三十四条第七項第一号」に改める。

第七条の十五の九第一項中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二項中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改め、同条第三項中「第三十四条第八項第二号二」を「第三十四条第七項第二号二」に改め、同条第四項中「第三十四条第八項第三号ロ」を「第三十四条第七項第三号ロ」に改める。

第七条の十五の十中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改め、同条第二号中「第三十一条第一項第十一号」を「第三十一条第一項第十二号」に改める。

第七条の十五の十一中「第三十四条第八項第一号二」を「第三十四条第七項第一号二」に改める。

第七条の十五の十二中「第三十四条第八項第四号」を「第三十四条第七項第四号」に改め、同条第一号中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四条第八項第一号ロ」を「第三十四条第七項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の十三中「第三十四条第八項第四号ハ」を「第三十四条第七項第四号ハ」に改める。

第七条の十五の十四中「第三十四条第八項第六号ロ」を「第三十四条第七項第六号ロ」に改め、同条第三号中「第三十一条第一項第十一号」を「第三十一条第一項第十二号」に改める。

第七条の十六中「第三十四条第十項」を「第三十四条第十項」に改める。

7 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|----------|----------|
| 第三項 | 前十年以内 | 前九年以内 |
| 第五項 | 前十年以内 | 前九年以内 |
| | 前十年内事業年度 | 前九年内事業年度 |

8 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|----------|----------|
| 第七項 | 前十年以内 | 前九年以内 |
| 第八項 | 前十年以内 | 前九年以内 |
| | 前十年内事業年度 | 前九年内事業年度 |

(固定資産税に関する経過措置)

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十三条第四項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十三条第五項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 施行日前に新たに建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百八十四条の三の規定は、同条の条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の前日までの間における新法附則第十七条の二第二項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項及び第四十八項まで、第四十七項及び第四十八項、第四十九項及び第五十項まで、第三十七項から第三十九項まで、第三十七項及び第四十八項、第四十九項及び第五十項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第四十九項及び第五十項とあるのは、及び第四十七項とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)
第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

第十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

第十七条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)
第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第八条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

第十条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第十一条 新法第七十五条の三(第一号に係る部分に限る。)及び新法附則第十二条の二の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百九十二条第一項(第十一号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三百十四條の二、第三百十四條の六(第一号に係る部分に限る。)、及び第三百十七條の二第一項並びに附則第四條第十三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第四條の二第十三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三條の二第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三條の三第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十四條第六項(第二号に係る部分に限る。)、附則第三十五條第八項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五條の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び附則第三十五條の四第五項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五條の二第八項(第一号に係る部分に限る。)、及び附則第三十五條の四第五項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五條の二第八項(第一号に係る部分に限る。))及び附則第三十五條の四第五項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の個人の市町村民税に係る申告書の提出に係る新法第三百十七條の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧地方税法」という。))第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦(旧地方税法第三百十四條の二第三項の規定に該当するものに限る。))又は旧地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する寡夫である第二百九十四條第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。」「と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4 新法第三百十七條の三の二第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

5 新法第三百十七條の三の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三條の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三條の七の規定の適用を受けるものを除く。))について提出する新法第三百十七條の三の三第一項に規定する申告書について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日以前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 所得税法等改正法附則第八十四條の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二條の十二の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二條の十二の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八條第十五項(旧法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。))の規定の適用については、なお従前の例による。

8 所得税法等改正法附則第九十八條の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第六十八條の十五の七第七項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号の三(旧租税特別措置法第六十八條の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八條第十六項(旧法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。))の規定の適用については、なお従前の例による。

9 新法第二百九十二条第一項第四号(新租税特別措置法第四十二條の二の五の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八條第十五項(新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

10 新法第二百九十二条第一項第四号の三(新租税特別措置法第六十八條の十五の六の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八條第十六項(新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

11 新法附則第八條の二の二第七項及び第九項の規定(同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。))は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日以前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

12 別段の定めがあるものを除き、四年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日以前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五号施行日以後事業年度」という。))分の法人の市町村民税について適用する。

13 別段の定めがあるものを除き、五号施行日以前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日以前に開始した事業年度を含む。))分の法人の市町村民税及び五号施行日以前に開始した連結事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日以前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の市町村民税については、四年旧法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。

14 四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

15 四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

16 四年新法第三百二十一条の八第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(延滞金及び還付加算金に関する経過措置)
第三条 新法附則第三条の二第一項から第五項までの規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。
(道府県民税に関する経過措置)
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第二十三条第一項(第十一号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二十四条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四号、第三十七号(第一号に係る部分に限る。)、及び第四十五号の二第一項並びに附則第四号第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第四条の二第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三号の二第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三号の三第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十四号第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五号第四項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五号の二第四項(第一号に係る部分に限る。)、及び附則第三十五号の四第二項(第一号に係る部分に限る。)、の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の個人の道府県民税に係る申告書の提出に係る新法第四十五号の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧地方税法」という。))第二十三号第一項第十一号に規定する寡婦(旧地方税法第三十四号第三項の規定に該当するものに限る。))又は旧地方税法第二十三号第一項第十二号に規定する寡夫である第二十四号第一号に掲げる者に係るものを除く。」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4 新法第四十五号の三の二第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

5 新法第四十五号の三の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十三号の六第一項に規定する公的年金等(同法第二十三号の七の規定の適用を受けるものを除く。))について提出する新法第四十五号の三の三第一項に規定する申告書について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

7 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)以下「所得税法等改正法」という。附則第八十四号の規定によりなお従前の例によることとされる所得税法等改正法第十五号の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)以下この条及び附則第十二号において「旧租税特別措置法」という。第四十二号の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。))第二十三号第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二号の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八号第五項(旧法第二十三号第一項第四号の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八号第十六項(旧法第二十三号第一

8 所得税法等改正法附則第九十八号の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第六十八号の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二十三号第一項第四号の三(旧租税特別措置法第六十八号の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八号第十六項(旧法第二十三号第一

項第四号の三の規定に係る部分に限る。))の規定の適用については、なお従前の例による。

9 新法第二十三条第一項第四号(所得税法等改正法第十五号の規定による改正後の租税特別措置法(次項及び附則第十二号において「新租税特別措置法」という。))第四十二号の五の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八号第十五項(新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

10 新法第二十三号第一項第四号の三(新租税特別措置法第六十八号の十五の六の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八号第十六項(新法第二十三号第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

11 新法附則第八号の二の二第一項及び第三項の規定(同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。))は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法(以下「四年新法」という。))の規定中法人の道府県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「五号施行日」という。))以後に開始する事業年度(所得税法等改正法第三条の規定(所得税法等改正法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。附則第七号第五項において同じ。))による改正前の法人税法(以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。))第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五号の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が五号施行日前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五号施行日以後事業年度」という。分の法人の道府県民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の道府県民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五号の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)) (連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の道府県民税については、附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「四年旧法」という。))の規定中法人の道府県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

4 四年新法第五十三号第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三号第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 四年新法第五十三号第三項、第五項及び第六項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三号第九項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 四年新法第五十三号第二十六号、第二十八号及び第二十九号の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三号第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

7 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第五十三号第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第三項 | 前十年以内 | 前九年以内 |
|-----|----------|----------|
| 第五項 | 前十年以内 | 前九年以内 |
| | 前十年内事業年度 | 前九年内事業年度 |

附則第四條中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十二年一月」を「令和二年一月」に改める。

附則第五條及び第六條中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。
附則第七條第一項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改め、同條第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。
附則第十四條第一項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同條第二項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成二十九年年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る同條の規定の適用については、同條中「当該年度以後三年以内の年度分の基準税額等」とあるのは、当該年度以後三年以内の年度分の基準税額等（令和二年年度分以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三條による改正後の第十四條第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）とする。

附則

附則第十四條第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

（施行期日）

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中地方税法第七十四條の四第二項にただし書を加える改正規定及び同法第四百六十七條第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第九條及び第十五條の規定 令和二年十月一日
- 二 第一條中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三條第一項第一号及び第二号、第二十四條の五第一項第二号、第二十七條第二項、第三十七條第一号イの表、第四十一條第二項、第四十五條の二第二号、第五十七條、第七十一條から第七十七條の四まで、第七十一條の二から第七十一條の二十五まで、第七十一條の四十三から第七十一條の四十六まで、第七十一條の六十三から第七十一條の六十六まで、第七十二條の五十五並びに第七十二條の七十一から第七十二條の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款中第七十三條の三十八の次に一條を加える改正規定、同章第五節第三款中第七十四條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第九十七條から第九十九條まで、第四百四十四條の五十九から第四百四十七條の五十九まで及び第七百七十七條の二から第七百七十七條の五までの改正規定、同章第八節第三款第三目中第七百七十七條の二十三の次に一條を加える改正規定、同法第二百三十三條から第二百五十八條まで、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十二條第一項第一号及び第二号、第二百九十五條第一項第二号、第三百十四條の二、第三百十四條の六第一号イの表、第三百十七條の二第一項、第三百三十四條から第三百四十條まで、第三百七十六條から第三百七十九條まで並びに第四百六十三條の十から第四百六十三條の十四までの改正規定、同法第三章第三節第三款第三目中第四百六十三條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第四百八十五條の六から第四百八十五條の十二まで、第五百四十四條から第五百五十條まで及び第六百六十六條から第六百八十二條までの改正規定、同法第六百九十七條の次に一條を加える改正規定、同法第七百七十七條の六十八の次に一條を加える改正規定、同法第七百七十一條の二十一から第七百七十一條の二十九まで、第七百七十一條の六十八から第七百七十一條の七十二まで及び第七百七十一條の八十八の改正規定、同法第四章第七節中第七百三十條の次に一條を加える改正規定、同法第七百三十三條の二十六の次に一條を加える改正規定並びに同法第七百四十五條第一項の改正規定並びに同法附則第三條の二、第四條第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号の改正規定、同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定（同條第七項）を「同條第六項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第

- 四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五條の規定並びに第七條中特別法人事業譲与税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條、第四條第二項及び第三項、第十二條第二項及び第三項、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條、第十二條第四項、第十六條第一項並びに第三十四條第三項及び第十一項の改正規定に限る。）、第二十八條第一項から第四項まで、第二十九條並びに第三十條の規定 令和三年一月一日
- 三 第二條中地方税法附則第三十五條の三の二の改正規定 令和三年四月一日
- 四 第二條中地方税法第七十四條の四第二項ただし書及び第四百六十七條第二項ただし書の改正規定並びに附則第十條及び第十六條の規定 令和三年十月一日
- 五 第二條（前二号、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七條中特別法人事業譲与税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四條第一項の改正規定並びに附則第五條第二項から第八項まで、第七條、第十三條第二項から第八項まで、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條から第四十條までの改正規定に限る。）、第二十八條第五項から第七項まで及び第三十一條の規定 令和四年四月一日
- 六 第二條中地方税法第三十四條第一項第一号及び第三十四條の二第一項第一号の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十三條第一項の規定 令和六年一月一日
- 七 第一條中地方税法附則第十一條第十五項の改正規定（「第九百九條の六第二項第一号」を「第九百九條の十五第二項第一号」に、「第九百九條の八」を「第九百九條の十七」に、「第九百九條の六第一項」を「第九百九條の十五第一項」に、「同條第十項」を「同條第十五項」に、「第四十六條第十七項」を「第四十六條第二十六項」に改める部分に限る。）、同法附則第十五條第四十八項の改正規定（「第九百九條の二第三項」を「第九百九條の四第三項」に、「第九百九條の二第二項」を「第九百九條の四第二項」に、「第八十一條第八項」を「第八十一條第十項」に改める部分に限る。）及び同條に五項を加える改正規定（同條第四十八項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日
- 八 第一條中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定、同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、及び同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八條第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第十五條に五項を加える改正規定（同條第四十九項に係る部分に限る。）、並びに附則第四條第七項から第十項まで及び第十二條第七項から第十項までの規定 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日
- 九 第一條中地方税法附則第三十四條の二の改正規定、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日
- 十 第二條中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第一項第八号、第二百九十四條第七項及び第七百一十一條の三十四第二項の改正規定並びに附則第十七條の規定、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）
 第二條 第一條の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七條の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。
 2 新法第十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

まで及び第四十項(同条第四十一項(同条第四十二項)に、及び同条第三十一項)を「及び同条第四十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項又は第九項の規定」を「第四項の規定」に、「第三百二十一条の八第三十二項」を「第三百二十一条の八第四十三項」に、「附則第八條の二の二第七項又は第九項」を「附則第八條の二の二第四項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「同条第七項及び第九項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「又は連結親法人若しくは連結子法人」を削り、「附則第八條の二の二第七項から第十二項まで」を「附則第八條の二の二第四項から第六項まで」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三條第二十六項」を「第五十三條第三十八項」に、「附則第八條の二の二第七項及び第九項」を「附則第八條の二の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を同条第八項とする。

附則第九條第一項及び第二項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本等の額」を削り、同条第七項第一号中「同項ただし書」を「同項」に、「期間」を「中間期間」に改め、同条第十一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本等の額」を削り、同条第十三項中「(次項において「連結申告法人」という。)、及び次項」及び「(次項において「雇用安定控除調整率」という。)」を削り、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前二項」を「前項」に、「第十三項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは、「第十五項」を「次項」に改め、「及び次項」を「次項において同じ」及び「前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」に、「第七十二條の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。))に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額)の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」とを削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「及び第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「及び第十四項」を「これらの規定を」及び「又は第十四項」を削り、「これら」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第九條の二の二第一項中「又は同法第二百一十一條第一項の承認を受けていない法人で同法第二條第十六号に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。

附則第三十五條の三の二第一項中「(という。又は)」を「(という。)」に、「に基づき」を「又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。に基づき)」に改め、同条第二項中「(という。又は)」を「(という。)」に、「から」を「同条第五項第七号に規定する特定非課税累積投資助定(以下この項及び第五項において「特定非課税累積投資助定」という。又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理助定(以下この項及び第五項において「特定非課税管理助定」という。))から」に、「又は非課税累積投資助定」を「非課税累積投資助定又は特定非課税管理助定」に改め、同条第四項中「又は非課税累積投資助定」を「非課税累積投資助定又は特定非課税管理助定」に改め、同条第五項中「又は非課税累積投資助定」を「非課税累積投資助定又は特定非課税管理助定又は特定非課税管理助定」に改め、同条第五項中「又は非課税累積投資助定」を「非課税累積投資助定又は特定非課税管理助定又は特定非課税管理助定」に改め、同条第五項中「又は非課税累積投資助定」を「非課税累積投資助定又は特定非課税管理助定又は特定非課税管理助定」に改める。

附則第四十一條第二項中「第七十二條の十三第六項、第二十項、第二十一項、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」を「第七十二條の十三第五項(第一号、第三号、第四号及び第六号に係る部分に限る。)、第六項及び第八項(第二号に係る部分に限る。))」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第四項中「第二項第四号、第五十三條第十九項」を「第二項(第三号に係る部分に限る。)、第五十三條第三十一項」に、「第三項第四号、第三百二十一条の八第十九項」を「第三項(第三号に係る部分に限る。)、第三百二十一条の八第三十一項」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。
第三條のうち、地方税法第二十四條の五第一項第二号の改正規定、同法第四十五條の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第二百九十五條第一項第二号の改正規定及び同法第三百七十七條の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定を削り、同法附則第十二條の三に一項を加える改正規定及び同法附則第三十條に一項を加える改正規定中「平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「平成三十五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「平成三十五年四月一日」を「令和五年四月一日」に改める。

附則第一條第一号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 削除

附則第一條第六号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第七号中「平成三十四年一月一日」を「令和四年一月一日」に改め、同条第八号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第九号中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改め、同条第十号中「平成四十七年四月一日」を「令和十七年四月一日」に改める。

附則第二條第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二元年度」に、「令和二元年度分」に改め、同項の表中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「同年一月一日から同年五月三十一日まで」を「平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日まで」に改める。

附則第三條第一項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二元年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「三十二年新法」を「二年新法」に改め、同条第四項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二元年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第四條を次のように改める。

第四條 削除

附則第六條第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十條第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十一條第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第四項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に、「平成三十二年度」を「令和二元年度」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十二條第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年度分」を「令和三元年度分」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三元年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二元年度分」に改める。

10 第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額(同法第六十四条の五第一項に規定する通算対象欠損金額で同項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額に加算対象通算対象欠損調整額を加算するものとする。

12 前項に規定する加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第三百二十一條の八の二中、「第四項又は第二十二項」を「又は第三十四項」に改め、「同条第二項又は第四項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと」及び「若しくは個別帰属法人税額」を削る。

第三百二十一條の八の三第一項中、「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「においては」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三百二十一條の九第一項中「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三百二十一條の十一第一項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「法人税に関する法律の規定によつて」を、「法人税に関する法律の規定により」に改め、若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額(確定個別帰属法人税額)という。以下この項から第三項までに於いて同じ。」を削り、「予定申告に係る連結法人の法人税割額」と「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」に、よつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額を「により確定法人税額」に改め、同条第二項中「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、又は確定個別帰属法人税額を削り、同条第三項中「若しくは個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第五項中「第三百二十一條の八第二十項」を「第三百二十一條の八第三十二項」に、「によつて」を「により」に改め、又は当該連結事業年度分」を削る。

第三百二十一條の十一の二第一項中「及び次条第一項を削り、第三百二十一條の八第二十三項」を「第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第三百二十一條の十一の三を削る。

第三百二十一條の十二第二項中「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、同条第三項中「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、「同条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第二号において同じ。」を削り、同条第四項中「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改める。

第三百二十一條の十三第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第二項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下この項及び次項において「算定期間」という。）」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「あん分して」

を「按分して」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「算定期間の中途」を「法人税額の課税標準の算定期間の中途」に改め、同項第三号中「算定期間中」を「法人税額の課税標準の算定期間中」に改め、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第三百二十一條の十四の見出し中「法人税額等」を「法人税額」に改め、同条第一項及び第二項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改める。

第三百二十四條第一項中「又は個別帰属法人税額」を削り、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に改め、同条第五項中「第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改める。

第三百二十五條中「又は法人税」を「若しくは法人税」に改め、「連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を削る。

第三百二十六條第一項中「第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「(第三百二十一條の八第二十二項)を(第三百二十一條の八第三十四項)」に、「第四項又は第十九項の」を「又は第三十一項の」に改め、同項第二号及び第三号中「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同項第四号中「第三百二十一條の八第二十二項」を「第三百二十一條の八第三十四項」に、「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同条第二十三項を「同条第三十五項」に改め、同条第三項中「第三百二十一條の八第二十二項」を「第三百二十一條の八第三十五項」に改め、同条第十九項を「又は第三十一項」に改め、同項第二号中「第三百二十一條の八第二十三項」を「第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第三百二十七條第四項から第六項までを削る。

第四百六十七條第二項ただし書中「〇・七グラム」を「二グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

第七百一条の三十四第二項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第七百三十四條第三項の表第三百二十一條の八第二十四項の項中「第三百二十一條の八第二十四項」を「第三百二十一條の八第三十六項」に、「第五十三條第二十四項」を「第五十三條第三十六項」に改め、同表第三百二十一條の八第二十五項の項中「第三百二十一條の八第二十五項」を「第三百二十一條の八第三十七項」に、「第五十三條第二十五項」を「第五十三條第三十七項」に改め、同表第三百二十一條の八第二十六項の項中「第三百二十一條の八第二十六項」を「第三百二十一條の八第三十八項」に、「第五十三條第二十六項」を「第五十三條第三十八項」に改める。

第七百四十七條の二第一項第一号中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第五十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一條の八第四十二項」を「第三百二十一條の八第五十二項」に改める。

第七百六十二條第二号ロ(1)中「第五十三條第四十六項及び第四十九項」を「第五十三條第五十五項及び第五十八項」に、「第三百二十一條の八第四十二項及び第四十五項」を「第三百二十一條の八第五十二項及び第五十五項」に改める。

附則第三條の二第二項及び第三條の二の二中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第三條の二の四第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

附則第八條中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二條の十二第五項第一号」を「第四十二條の十二第六項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「中小連結親法人等の租税特別措置法第六十八條の十五の二第五項第一号に規定する適用年度」を「中小企業者等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度」に、「適用年度の連結法人税額に係る調整前

添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後「に、控除対象個別帰属税額とみなされたものに」を「控除対象通算所得調整額とみなされたものに」に、あつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の前に次の二項を加える。

14 前項に規定する控除対象通算所得調整額とは、通算対象所得金額に、同項の法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

一 普通法人又は法人税法第六十六条第一項に規定する一般社団法人等 同項に規定する税率に相当する率

二 法人税法第六十六条第三項に規定する公益法人等又は協同組合等 同項に規定する税率に相当する率

15 第十三項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内を開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日以前十年以内を開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた通算対象所得金額に係る前項に規定する控除対象通算所得調整額（当該被合併法人等が当該控除対象通算対象所得調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象通算所得調整額とみなされたものを含む。）に係る通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第六十四条の第五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象通算対象所得調整額に限るものとし、第十三項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済通算対象所得調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第十三項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算所得調整額とみなす。

第三百二十一条の第八第十項を削り、同条第九項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、又は連結事業年度開始を「開始」に、「連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零）（個別帰属税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの」を「事業年度において生じた通算対象所得金額（同法第六十四条の第五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の

九第四項、第四十二条の十二の第三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の第十四項若しくは第四項」に改め、又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を削り、「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算所得調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

7 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内を開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日以前十年以内を開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた合併等前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同条第六項又は同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第七項（第一号に係る部分を除く。）以下この項において同じ。）の規定により同条第二項の規定が適用されなかつたものをいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）（当該法人が当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項、第九項及び第十項において「合併等事業年度」という。）において当該合併等前欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものを含む。）について同法第五十七条第七項の規定により同条第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該合併等前欠損金額に限るものとし、次項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済合併等前欠損調整額」という。）があるときは、当該前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済合併等前欠損金額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた合併等前欠損金額とみなす。

8 前項の法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額を限度として、前項の規定により当該事業年度開始の日前十年以内を開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象合併等前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

9 前二項に規定する控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、第七項の法人の合併等事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

9 前二項に規定する控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、第七項の法人の合併等事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

令で定める額を控除した額」を削り、「控除対象個別帰属還付税額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第二十三項」に、「事業年度以後」を「事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十三項中「完全支配関係」の下に「当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。」を加え、「法人税法第八十条第五項又は第八十四条の十三第三十一項に規定する中間期間を含む。」を「又は中間期間(欠損事業年度を除く)に改め、「当該被合併法人等の当該適格合併の日」の下に「前十年以内に開始し、」を加え、「事業年度又は連結事業年度の」を「事業年度の」に改め、「又は個別帰属法人税額及び若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、同項第一号中「又は連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度(同法第八十条第五項又は第八十四条の十三第三十一項に規定する中間期間を含む)」を「次項及び第二十五項において同じ。(同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度(次項において「欠損事業年度」という。)を除く)に改め、「又は当該連結事業年度分」を削り、「法人税額又は個別帰属法人税額」を「法人税額」に、「第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第一項、第三十四項又は第三十五項」に改め、同項第一号中「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第二十二項又は第二十三項」を「第四項、第四十二項の十二の四第五項」を「第四十二項の十二の四第五項、第四十二項の十二の四第五項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を削り、「第十四項」を「第二十五項」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号及び第三号中「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

17 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(同法第六十四条の七第一項第二号ハに掲げる金額に同項第三号ロに規定する非特定損金算入割合(第十九項において「非特定損金算入割合」という。)を乗じて計算した金額で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。がある場合)が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額に加算対象被配賦欠損調整額を加算するものとする。

18 前項に規定する加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

19 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(同法第六十四条の七第一項第二号ニに掲げる金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項から第二十二項までにおいて同じ。)が

ある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象配賦欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象配賦欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

20 前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

21 第十九項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係(当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。)がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人(以下この項及び次項において「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日以前十年以内に開始した事業年度(以下この項において「前十年内事業年度」という。)において生じた配賦欠損金控除額に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額(当該被合併法人等が当該控除対象配賦欠損調整額(この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなされたものを含む)に係る配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象配賦欠損調整額に限るものとし、第十九項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済配賦欠損調整額」という。)があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。)以後の事業年度における第十九項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額(当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の所有する当該他の法人の株式又は出資の数を乗じて計算した金額)は、それぞれ当該控除未済配賦欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度(当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度)に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなす。

22 第十九項の規定は、同項の法人が配賦欠損金控除額(前項の規定により当該法人の第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額(以下この項において「控除対象配賦欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額に係る配賦欠損金控除額を除く。)の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合(前項の規定により当該法人の控除対象配賦欠損調整額とみなされたもの)につき第十九項の規定を適用する場合には、合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

第三十二条の八第一項中「第九項」を「第十三項」に、「控除対象個別帰属税額」を「通算対象所得金額」に、「控除対象個別帰属税額とみなされたものを」を「第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額(以下この項において「控除対象通算対象所得調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額に係る通算対象所得金額を」に、「連結事業年度以後」を「事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を

事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があった場合を削り、「これらの」を、「その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を削り、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度及び」又は各連結事業年度を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の第二十二項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額及び」又はその連結法人税額の課税標準の算定期間を削り、同項を同条第四十項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の第二十二項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第四十四項又は第三十七項」を「第四十五項又は第四十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の第十五項の連結控除限度額個別帰属額」及び「若しくは同条第三十三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第五十三條第二十六項」を「第五十三條第三十八項」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項」を「同条第三十三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に、「第五十三條第二十五項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第二十三項」を「第五十三條第二十五項」を「第五十三條第三十七項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第六十八條の九十一第一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「同法第六十六条の七第五項」を「同条第四項」に改め、「又は同法第六十八條の九十一第一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の七第五項」を「同項に、同条第十一項」を「同条第十項」に、「第五十三條第二十四項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十一第一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三條第二十四項」を「第五十三條第三十六項」に改め、「第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと」を削り、「によつて」を「により」に改め、若しくは「連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第三十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「第三百二十二條第三項第四号」を「第三百二十二條第三項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」

を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第五項及び第九項の規定による控除を削り、次に第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算を削り、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額」を「還付対象欠損金額」に、「控除対象個別帰属還付税額」とみなされたものを「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」と、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額」とみなされたものを「控除対象還付対象欠損調整額」とみなされたものに「に」にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。」を、「法人（以下この項の」を含む。）を「事業年度又は中間期間」に、「前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「控除対象個別帰属還付税額」を「前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日前十年以内を開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」を、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」を、「前十年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額」を「係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27 前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第三百二十一條の八第十五項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の第二十二項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は連結事業年度開始」を開始し、「連結事業年度（同法第八十一条の三十一第五項）を「事業年度又は中間期間（同法第八十条第五項）に、」を含む」を「をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。」に「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の第十八項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの」を「生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二條の六第五項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十二の三第五項、第四十二條の十二の四第五項」を「第四十二條の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、政

附則第五十七条第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同項の規定」を「同条第一項の規定」に改める。
 附則第五十八条第一項第二号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改める。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。
 第十一条の五第一号中「当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。」を削り、同条第三号中「若しくは同法第二条第十八号の四に規定する連結所得」及び「この法律の」を削る。

第十四条の九第二項第一号中「当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。」を削る。

第十五条の四第一項第一号中「第五十三条第二十二項又は第三十二項の八第二十二項」を「第五十三条第三十四項又は第三十二項の八第三十四項」に改める。

第十六条の四第十二項中「当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。」を削る。

第十七条の四第一項第一号中「第五十三条第二十一項若しくは第二十三項若しくは第三十二項の八第二十一項若しくは第二十三項」を「第五十三条第三十三項若しくは第三十五項若しくは第三十三項の八第三十三項若しくは第三十五項」に、「法人税に係る更正若しくは」を「法人税に係る更正又は」に改め、又は法人税に係る更正若しくは決定により納付すべき連結法人税額（第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額及び「当該法人が当該事業年度において第七十二条の十八第一項に規定する連結申告法人（第七十二条の十三第九項に規定する連結子法人に限る。）である場合には、当該事業年度終了の日の属する第七十二条の十三第十三項に規定する連結事業年度において当該法人との間に同項に規定する連結完全支配関係がある同条第十一項に規定する連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合」を削り、「第七十二条の三十一第三項」を「同条第三項」に改める。

第十七条の六第二項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に、「第六十一条の十三第二項」を「第六十一条の十一第二項」に、「第二条第十二号の六の七」を「第二条第十二号の七の二」に、「連結親法人（以下この項において「連結親法人」という。）を「通算法人（以下この項において「通算法人」という。）に、「当該連結親法人に係る同条第十二号の七に規定する連結子法人（以下この項において「連結子法人」という。）を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る他の連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）を「他の通算法人」に改める。

第二十条の五の二第二項中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第五十五項」に、「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に、「第五十三条第六十項」を「第五十三条第六十九項」に、「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第六十六項」に改める。

第二十条の九の三第六項中「若しくは連結事業年度後の事業年度分若しくは連結事業年度分」を「後の事業年度分」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「第五十三条第五項若しくは第三百二十一条の八第五項に規定する控除対象個別帰属調整額、第五十三項第九項若しくは第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属調整額、第五十三項第十項若しくは第三百二十一条の八第十項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額、第五十三項第十四項若しくは第三百二十一条の八第十四項に規定する控除対象併等前欠損調整額、第五十三項第十四項若しくは第三百二十一条の八第十四項に規定する控除対象通算所得調整額、第五十三項第二十項若しくは第三百二十一条の八第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額、第五十三項第二十三項第一号若しくは第三百二十一条の八第二十三項

第一号」に、「第五十三条第十二項第二号若しくは第三百二十一条の八第十二項第二号」を「第五十三項第二号若しくは第三百二十一条の八第二十三項第二号」に、「第五十三項第十二項第三号若しくは第三百二十一条の八第三十三項第三号」を「第五十三項第三号若しくは第三百二十一条の八第三十三項第三号」に、「第五十三項第十五項若しくは第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額」を「第五十三項第二十七項若しくは第三百二十一条の八第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「若しくは第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額」を削る。

第二十三条第一項第三号イ中「この節」を「この項及び第五十三条」に改め、又は個別帰属法人税額を削り、同項第四号イ中「（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を削り、第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで」を「第二項、第六項及び第十項から第十三項まで」に、「第三項、第六項及び第十項から第十三項まで」を「第二項、第五項及び第九項から第十二項まで」に改め、同項第四号の二から第四号の四までを削り、同項第四号の五イ中「ホ」を「ハ」に改め、又は各連結事業年度」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ロ中「又は」を「若しくは」に、「ホ」を「ハ」に掲げる法人を除く。又は第五十三条第二項の規定により申告納付する法人（ハ）に改め、又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ハ及びニを削り、同号ホを同号ハとし、同号を同項第四号の二とする。

第二十四条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第六項中「第五十三条第四十六項から第四十九項まで」を「第五十三条第五十五項から第七十一項まで」に改める。

第二十四条の二第一項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二十三項第一項第四号の五イの項中「第二十三項第一項第四号の五イ」を「第二十三項第一項第四号の二イ」に改め、同表第二十三項第一項第四号の五ロ及びハの項中「第二十三項第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二十三項第一項第四号の二ロ」に改め、同表第二十三項第一項第四号の五二の項を削り、同表第二十三項第一項第四号の五ホの項中「第二十三項第一項第四号の五ホ」を「第二十三項第一項第四号の二ハ」に改め、同表第五十二項第二号第一号及び第三号の項中「及び第三号」を削り、同表第五十二項第二号第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第五十二項第四項から第六項までの項中「から第六項まで」を「及び第五項」に改め、同表第五十三項第一項の項中「から第四項まで」を「及び第六項」に改め、同表第五十三項第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第五十三項第三十九項の項中「第五十三項第三十九項」を「第五十三項第五十項」に改める。

第三十四条第一項第一号中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

- イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者 年齢十六歳以上の者
 - ロ 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの
 - (1) 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなった者
 - (2) 障害者
 - (3) その道府県民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者
- 第五十一条第二項中「第五十三条第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第五十三項第一項」に改め、「同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

附則第十五条に次の五項を加える。

45 農業協同組合、中小企業等協同組合(事業協同小組合及び企業組合を除く)その他政令で定める法人が令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金、漁業近代化資金融通法(昭和五十二年法律第五十二号)第二条第三項に規定する漁業近代化資金、林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十二年法律第四十二号)第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金若しくは沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金で政令で定めるもの又は株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの(第三百四十九条の三第二項及び第三項の規定の適用を受けるものを除く)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

46 農業協同組合、中小企業等協同組合(事業協同小組合及び企業組合を除く)その他政令で定める法人が令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者(農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限る)の利用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く)並びに構築物)又は前項の規定の適用を受けるものを除く)で政令で定めるもの(第三百四十九条の三第三項又は下この項において「機械装置等」という)で政令で定めるもの(第三百四十九条の三第三項又は前項の規定の適用を受けるものを除く)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

47 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に水防法第十五条の六第一項の規定により指定された浸水被害軽減地区(以下この項において「浸水被害軽減地区」という)内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、浸水被害軽減地区として指定された日の属する年の翌年の一月一日(当該指定された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

48 都市再生特別措置法第四十六条第三項第二号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体(同号に規定する実施主体をいう)が都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に当該一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものにより整備した同号に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものの用に供する固定資産で定められるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日(当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

49 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第五号に規定する無線局(地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる同号に規定する無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものに限る)の免許を受けた者が特定高度情報通信技

術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第 号)の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に同法第十条第二項に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する償却資産で政令で定めるもの(同法第二十六条に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く)を除く)並びに構築物に限る)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の二第二項中「第三百四十九条の三第二項、第十三項若しくは第十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十二項若しくは第十四項」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十二項から第十四項まで若しくは第二十四項に、「第三十五項」を「第三十二項」に改める。

附則第十五条の三中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。
附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。
附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項並びに第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。
附則第十五条の十第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。
附則第十五条の十一第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項及び第二項中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度」に、「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第三項及び第四項中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第六項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項に、「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に、「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に改める。
附則第十七条の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「当該土地が令和元年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「令和二年改正前の地方税法」という。))」に改め、同号イの表(2)中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について」とし、「令和二年改正前の地方税法」に改め、同条第八号中「平成三十二年度」を「令和元年度」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表の第一号の中欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第二号の上欄中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号の

第六百九十七條の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第六百九十七條の二 第六百九十五條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百條の六十八の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による特異税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百條の六十八の二 第七百條の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一條の二十一から第七百一條の二十九までを次のように改める。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一條の二十一 第七百一條の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一條の六十八から第七百一條の七十二までを次のように改める。

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一條の六十八 第七百一條の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により指定都市等の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百二條の六十九から第七百二條の七十二まで 削除

第七百二條第二項中「第三百四十九條の三第十項から第十二項まで、第二十二項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項から第三十一項まで、第三十三項又は第三十四項」を「第三百四十九條の三第九項から第十一項まで、第二十一項から第二十三項まで、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項又は第三十三項」に、「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改める。

第七百二條の八第八項中「及び第三百七十五條」を「から第三百七十六條まで」に改める。

第四章第七節中第七百三十條の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十條の二 第七百二十八條第七項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百三十三條の二十六の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十三條の二十六の二 第七百三十三條の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百三十四條第四項中「第七十二條の二十四の七第七項」を「第七十二條の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七百四十五條第一項中「第三百七十五條」を「第三百七十六條」に改める。

附則第三條の二第二項中「特例基準割合(当該年の前年に)を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(〃)に「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ。」「に「この条において同じ」を「この項及び第五項において同じ」に改め、「(以

下この条において「特例基準割合適用年」という。)を削り、当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「当該加算した割合」と改め、同条第三項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という。)がある場合には、当該軽減対象期間」を「含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。」「が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合(附則第三條の二第二項に規定する特例基準割合)を「猶予特例基準割合(附則第三條の二第三項に規定する猶予特例基準割合)に改め、同条第四項中「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。」「が「に「附則第三條の二第二項」を「附則第三條の二第四項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前各項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第四條第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十項第一号中「第一号」を「第一号イ(2)、第十二号」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四條の二第二項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十項第一号中「第一号イ(2)、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四條の四第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「第四十一條の十七の二第二項」を「第四十一條の十七の二第一項」に、「平成三十四年度」を「令和三年」に、「同条第六項」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「第四十一條の十七の二第一項」を「第四十一條の十七の二第一項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

附則第五條の四の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項中「平成四十五年」を「令和十五年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第七項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五條の六中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第六條第一項及び第四項中「平成三十三年」を「令和六年」に改める。

附則第七條の三中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第七條の六第一項中「平成三十二年」を「令和二年」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第八條第二項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第四十二條の十二第四項第一号」を「第四十二條の十二第五項第一号」に改め、同条第十項中「第六十八條の十五の二第四項第一号」を「第六十八條の十五の二第五項第一号」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第四十二條の十二の六第二項」を「第四十二條の十二の五の二第二項」に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改め、同条第十六項中「第六十八條の十五の七第二項」を「第六十八條の十五の六の二第二項」に、「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改める。

第三百四十九条の三の見出し中「交電又は送電施設等に対する」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「の三分の一の」を「償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下この条において同じ。の三分の一の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「法人が」の下に「国の補助金又は交付金で政令で定めるものの交付を受けて」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二項又は第二十五項」を「第一項又は第二十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「以下旧日本国有鉄道清算事業団」という。及び「以下旧日本国有鉄道清算事業団」という。を削り、「第二項、第十五項又は第二十五項」を「第一項、第十四項又は第二十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を第十九項とし、第二十一項から第三十四項までを一項ずつ繰り上げる。

第三百四十九条の三の二第一項中「第十二項」を「第十一項」に、「前条第十二項」を「前条第十一項」に改め、同条第二項中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改める。
第三百四十九条の三の三第三項及び第四項並びに第三百五十二條の二第四項及び第七項中「第三百四十三條第六項」を「第三百四十三條第七項」に、「登録がされている」を「登録がされている」に改める。

第三百七十六條から第三百七十九條までを次のように改める。
第三百七十六條 第三百七十三條第七項の場合において、国税徴収法第九十九條の二（同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第三百七十七條から第三百七十九條まで 削除

第三百八十一條第一項及び第三項中「及び同条第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第五項中「第三百四十三條第八項及び第九項」を「第三百四十三條第九項及び第十項」に改め、同条第八項中「第三百四十三條第六項」を「第三百四十三條第七項」に、「において」を「において」に改める。

第三百八十四條の二の次に次の一条を加える。
第三百八十四條の三 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第三百八十六條において「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めることにより、現所有者であることを知つた日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に關し必要な事項を申告させることができる。

第三百八十五條第一項中「前三條」を「第三百八十三條から前条まで」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「において」を「には」に、「外、」を「ほか、」に改める。
第三百八十六條中「第三百四十三條第八項及び第九項」を「第三百四十三條第九項及び第十項」に、「にあつては」を「には」に、「によつて所有者」を「により所有者」に、「又は」を「若しくは」に、「によつて申告すべき」を「により、又は現所有者が第三百八十四條の三の規定により申告すべき」に、「において」を「には」に改める。

第四百四十六條第一項第三号イ②中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に改め、同条第二項中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に改める。

第四百五十一條第一項第一号ロ及び第四項の表第一項第一号ロの項中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に改め、同条第二項中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に改める。
第四百六十三條の十から第四百六十三條の十四までを次のように改める。
第四百六十三條の十 第四百六十三條の七第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二（同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第四百六十三條の十一から第四百六十三條の十四まで 削除

第三章第三節第三目中第四百六十三條の二十九の次に次の一条を加える。
第四百六十三條の三十 第四百六十三條の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二（同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第四百六十七條第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。
第四百六十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の」に、「同項各号」を「同項第三号又は第四号」に、「前項各号」を「第一項第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第四百七十三條第一項又は第二項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第四百七十三條第一項中「第四百六十九條第二項」を「第四百六十九條第三項」に改める。
第四百八十五條の六から第四百八十五條の十二までを次のように改める。
第四百八十五條の六 第四百八十五條の三第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二（同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第四百八十五條の七から第四百八十五條の十二まで 削除

第四百九十四條 第五百四十一條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二（同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第五百四十四條 第五百四十一條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二（同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五百四十五條から第五百五十條まで 削除
第五百四十五條から第五百五十條まで 削除
第五百八十五條第六項中「第三百四十三條第七項」を「第三百四十三條第八項」に改める。
第六百十六條から第六百二十條までを次のように改める。

（国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）
第六百十六條 第六百十三條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二（同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六百十七條から第六百二十條まで 削除

第六百十七條から第六百二十條まで 削除

第二百八十八条及び第二百八十九条を次のように改める。
 (国税徴収法の例による道府県法外普通通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第二百八十八条 第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 第二百八十九条 削除

第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)の五(第二項、第六十六條の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第六十六條の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)に改め、同号ロ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)の五(第二項、第六十六條の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第六十六條の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)に改め、同号ロ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)の五(第二項、第六十六條の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第六十六條の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八條の十五の七)を「第六十八條の十五の六(二)に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「ひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。
 イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 扶養親族を有すること。
 (2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
 (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。
 第二百九十二条第一項第一号ロ中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。
 十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。
 ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
 ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二百九十二条第一項第十二号の二を削る。
 第二百九十五条第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。
 第二百九十四条の二第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。
 ハの二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円
 第三百十四條の二第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦(寡夫)控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。）」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二百九十二条第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二百九十二条第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三百十四條の六第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。
 第三百十七條の二第二項ただし書中「第三百十四條の二第五項」を「第三百十四條の二第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。
 第三百十七條の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。
 第三百十七條の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。
 第三百二十一条の八第二十四項中「第六十六條の七第四項及び第十項」を「第六十六條の七第五項及び第十一項」に、「同法第六十六條の七第四項」を「同法第六十六條の七第五項」に、「第六十六條の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六條の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十項」に改める。
 第三百三十四條から第三百四十條までを次のように改める。
 (国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第三百三十四條 第三百三十一條第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 (個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)
 第三百三十五條 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。
 第三百三十六條から第三百四十條まで 削除
 第三百四十三條第二項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「において」を「に」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。
 この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
 第三百四十三條第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に、「において」を「に」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一号を加える。
 5 市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
 第三百四十八條第二項第三十五号中「第三百四十九條の三第十九項」を「第三百四十九條の三第十八項」に改め、同項第三十六号中「第三百四十九條の三第二十二項」を「第三百四十九條の三第二十一項」に改め、同条第四項中「第三百四十九條の三第二十四項」を「第三百四十九條の三第二十三項」に改める。

第三百四十四條の六第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。
 第三百十七條の二第二項ただし書中「第三百十四條の二第五項」を「第三百十四條の二第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。
 第三百十七條の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。
 第三百十七條の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。
 第三百二十一条の八第二十四項中「第六十六條の七第四項及び第十項」を「第六十六條の七第五項及び第十一項」に、「同法第六十六條の七第四項」を「同法第六十六條の七第五項」に、「第六十六條の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六條の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十項」に改める。
 第三百三十四條から第三百四十條までを次のように改める。
 (国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第三百三十四條 第三百三十一條第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 (個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)
 第三百三十五條 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。
 第三百三十六條から第三百四十條まで 削除
 第三百四十三條第二項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「において」を「に」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。
 この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
 第三百四十三條第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に、「において」を「に」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一号を加える。
 5 市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
 第三百四十八條第二項第三十五号中「第三百四十九條の三第十九項」を「第三百四十九條の三第十八項」に改め、同項第三十六号中「第三百四十九條の三第二十二項」を「第三百四十九條の三第二十一項」に改め、同条第四項中「第三百四十九條の三第二十四項」を「第三百四十九條の三第二十三項」に改める。

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第七十三條の三十八」を「第七十三條の三十九」に、「第七十四條の二十九」を「第七十四條の三十」に、「第七十七條の二十三」を「第七十七條の二十四」に、「第四百六十三條の二十九」を「第四百六十三條の三十」に、「第七百三十三條の三十一」に、「第七百三十三條の三十二」に改める。
 第十四條の九第二項第二号及び第十六條の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加える。

第十七條の五第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。
 6 第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴つて行われることとなる不申告加算金(第七十一條の十四第五項、第七十一條の三十五第六項、第七十一條の五十五第六項、第七十二條の四十六第五項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四條の二十三第五項、第九十條第五項、第一百四十四條の四十七第五項、第七十七條第五項、第二百七十八條第五項、第三百二十八條の十一第五項、第四百六十三條の三十五項、第四百八十三條第五項、第五百三十六條第五項、第六百九十九條第五項、第六百八十八條第五項、第七百一十條の十二第五項、第七百一十條の六十一第五項、第七百二十一條第五項)又は第七百三十三條の十八第六項の規定の適用があるものに限る。)についてする決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することが出来る。

第十八條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
 二 第十七條の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の規定があつた日
 第二十條の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同條中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)又は官公署」に改める。
 第二十三條第一項第四号イ中「第四十二條の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二條の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に、「第六十六條の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第六十六條の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)に改め、同号口中「第四十二條の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二條の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。
 イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- (1) 扶養親族を有すること。
- (2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
- (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三條第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ②及び③に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。
 十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。
 ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
 ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三條第一項第十二号の二を削る。
 第二十四條の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。
 第二十七條第二項中「第五十條第五項」を「第五十條第六項」に改める。
 第三十四條第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。
 ハの二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円

第三十四條第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同條第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦(寡夫、控除額と、第一項第九号)を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第八項を同條第七項とし、同條第九項中「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十三條第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二十三條第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同條第八項とし、同條第十項を同條第九項とし、同條第十一項を同條第十項とし、同條第十二項中「寡婦(寡夫、控除額)を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第十三項を同條第十二項とする。

第三十七條第一号イの表③の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「④に掲げる者を除く。」を削り、同表④の項中「第二十三條第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。
 第四十一條第二項中「第三百三十二條並びに第三百三十三條」を「並びに第三百三十二條から第三百三十四條まで」に改める。
 第四十五條の二第一項ただし書中「第三十四條第五項」を「第三十四條第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫、控除額)を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。
 第四十五條の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同條第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五條の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同條第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。